㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り一五六の三、字上小坂二五五、二五八、二五九の一、二五九の二、字屋敷廻り上エ三三一の七、三三一の一〇から三三一の一五まで、大字中原字下モン谷一一一二の一、一一一三、字上ミノ谷一一二〇、一一二〇の一、一一二一、一一二二の一、一一二二の二、一一二三、一一二四、一一二四の一、一一二四の三、一一三二の四、一一三六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日　農林水産大臣　山田　正彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字芋ヶ平ル四七一の一、関金町小泉字大畑二九の一から二九の五まで、字御用谷三二の三、三二の一七から三二の二四まで、字ブチ三四の一、三四の三から三四の一五まで、関金町米富字家之向平ラ八六の二、八七、八八、字家ノ奥平ラ一七五の一、一七五の二、一七八の一、一七八の二、字家ノ奥一七六、字釜谷一七九の一から一七九の四まで、一八〇、字家ノ上ミ一八三の一から一八三の五まで、一八四、一八六の一、一八六の二

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字木戸坂四〇六の一、四〇八の一、四〇八の二、四一八の一、四二五の一から四二五の三まで、四二七の一から四二七の三まで、四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一から四三〇の四まで、四三一の一、四三一の二、四三二の一、四三二の二、四三三の一、四三四、四三六の一、四三六の二、四三六の四、四三七の一、四三八から四四一まで、四四一の一、四四一の二、四四二の一、字上木戸坂四四三、四四四の一、四四四の二、四四五の一から四四五の三まで、四四六の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六の四、四四六の五、字芋ヶ平ル四七一の二、四七二、四七三、字野津三　五二四の二、五二五の一、関金町明高字カウモ一六三四の一から一六三四の二二まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字志々羅ヶ平ル二三の一、字坂ノ下三六八の一、関金町野添字向河内三八五、三八六、三八九の一から三八九の四まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日　農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊字要害六六四の一、六六五の一、六六六、六六七、字丸山一一五七、一一六〇から一一六二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日　農林水産大臣　山田　正彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市鴨河内字大エゴ一五二、字釜谷一五三、蔵内字下ノ谷二五三、二五四、字中ノ谷二六七の一、二七〇、字ハコモ谷三〇八、三〇九の一、三〇九の六から三〇九の九まで、三〇九の一四、三一〇の二、三一〇の五、三一〇の一三、三一〇の二三、三一〇の二四、三一〇の二七、三一〇の三五から三一〇の五〇まで、字小いろ谷三一二の一から三一二の一一まで、三一八、三一九、字奥小いろ谷三二二の二、三二二の二三、三二二の二四

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市鴨河内字椎谷七八の一、字反土八三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）